１　公示番号　茨内共第１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第１種共同漁業	かき漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	あさり漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	はまぐり漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県神栖市のうち旧鹿島郡波崎町（太田を除く。）地先の利根川

（３）漁場の区域

次の基点第１号とアとを結んだ線から基点第２号とイとを結んだ線までの間の利根川の区域における茨城県水面

基点第１号　茨城県神栖市波崎新港地先の波崎漁港航路護岸に設置した標識

基点第２号　茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点

ア　基点第１号から92度（真方位）の線と利根川右岸との交点

イ　基点第２号から240度55分（真方位）の線と利根川右岸との交点

３　制限又は条件

（１）操業統数は，かき漁業50か統以内とする。

（２）船舶の航行を妨げてはならない。

（３）国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

４　免許予定日　平成26年１月１日

５　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

６　関係地区　茨域県神栖市のうち旧鹿島郡波崎町（太田を除く。）

７　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第１号共同漁業権免許漁場図

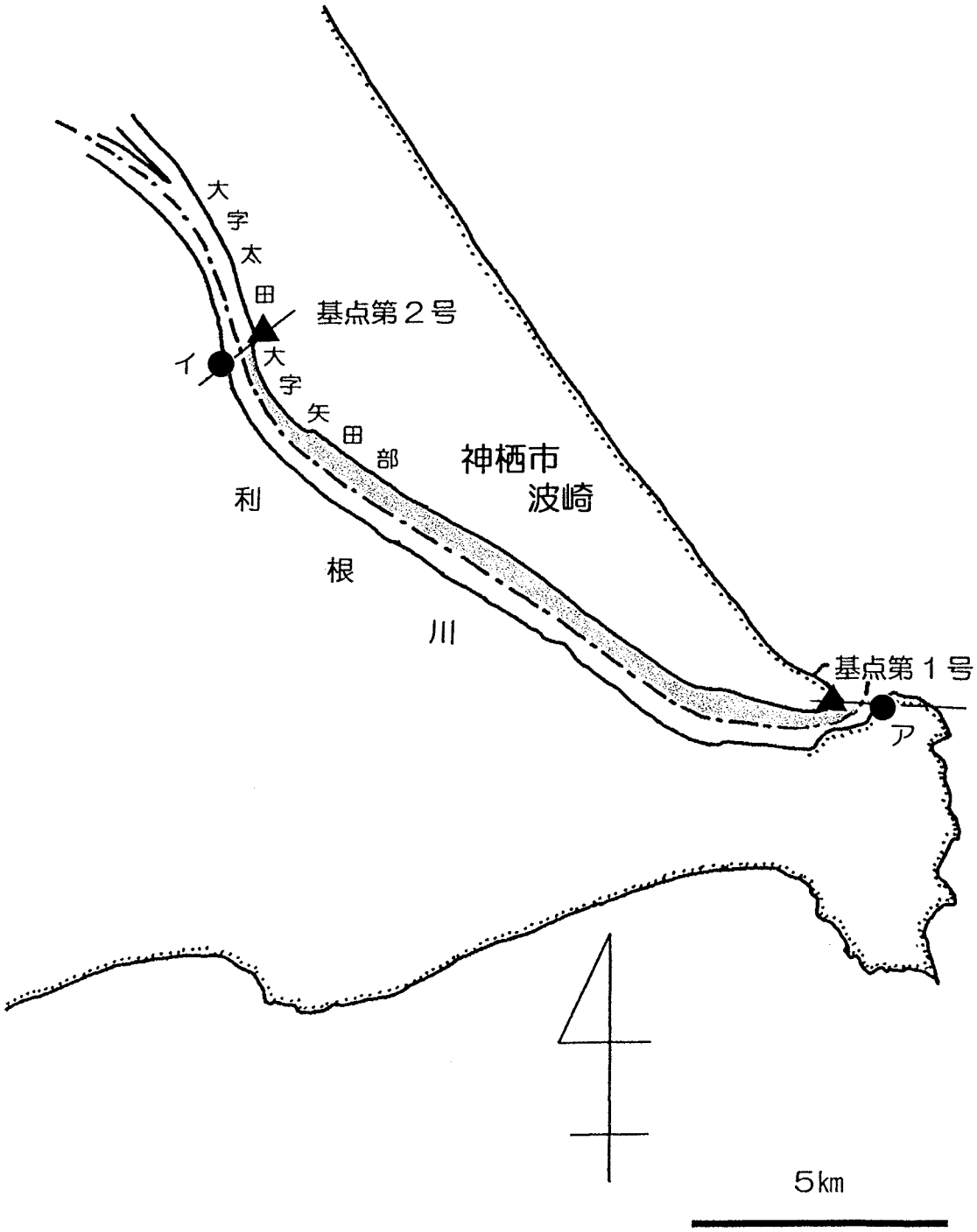

１　公示番号　茨内共第２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	えび漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	こい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	わかさぎ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県神栖市のうち旧鹿島郡神栖町及び同郡波崎町大字太田地先の利根川及び常陸利根川

（３）漁場の区域

次の基点第２号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川並びに常陸利根川の区域における茨城県水面

基点第２号　茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点

ア　基点第２号から240度55分(真方位）の線と利根川右岸との交点

３　制限又は条件

（１）操業統数は，す建65か統，おだ２か統(おだ１か統とは，おだ３基をいう。)，張網30か統以内とする。

（２）船舶の航行を妨げてはならない。

（３）国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

４　免許予定日　平成26年１月１日

５　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

６　関係地区　茨城県神栖市太田及び同市のうち旧鹿島郡神栖町

７　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第２号共同漁業権免許漁場図

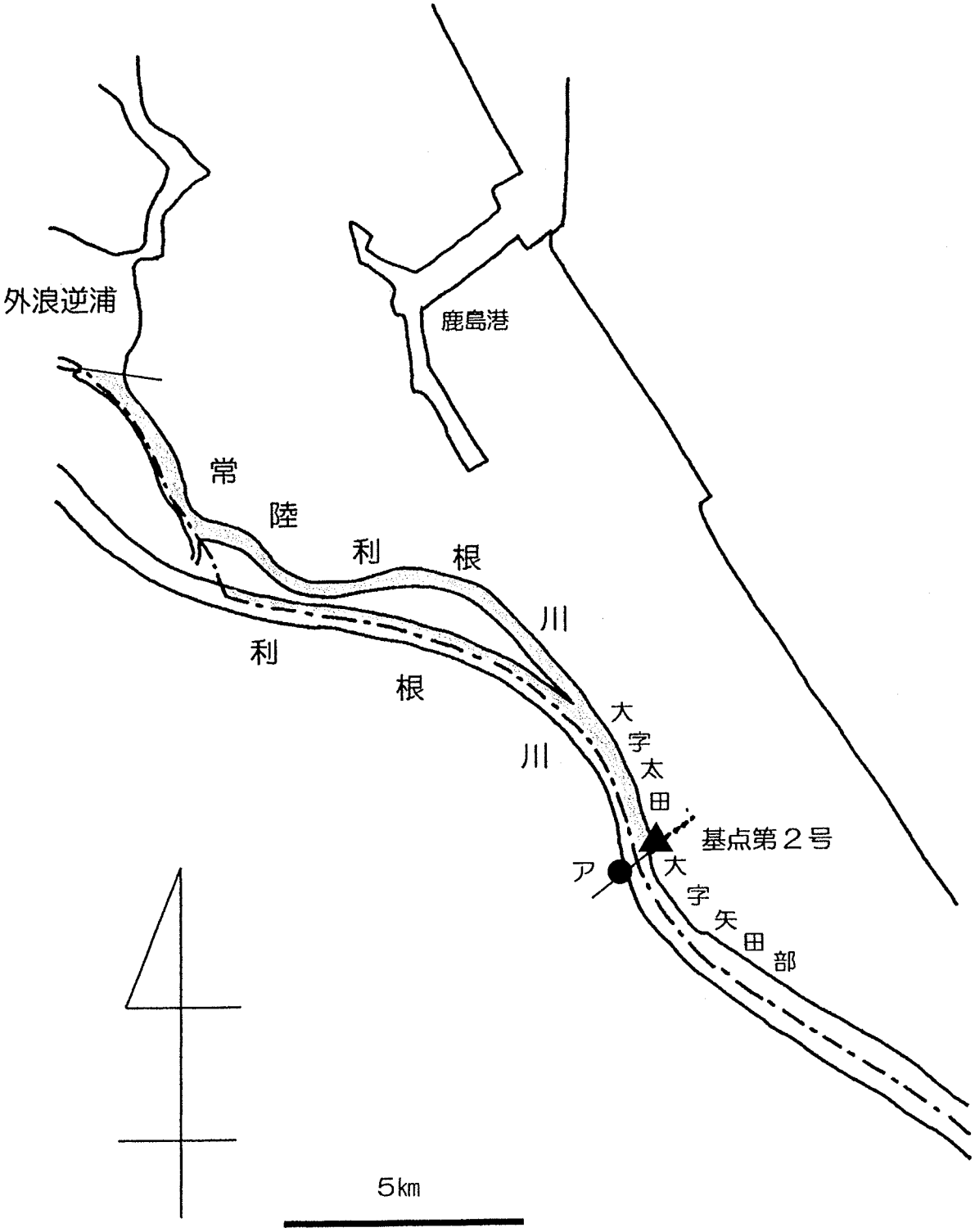

1　公示番号　茨内共第３号

2　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	えび漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	こい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	うなぎ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	わかさぎ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	もつご漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	たなご漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	おいかわ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	もろこ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県内の谷田川(牛久沼を含む。)，西谷田川及び稲荷川

（３）漁場の区域

茨城県龍ケ崎市小通幸谷町地先の谷田川往環橋下流端から上流の谷田川(牛久沼を含む。)，西谷田川及び稲荷川の区域

3　制限又は条件

（１）操業統数は，おだ40か統(おだ１か統とは，おだ３基をいう。)，す建９か統，長ぶくろ網１か統，張網50か統以内とする。

（２）船舶の航行を妨げてはならない。

（３）地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（４）牛久沼土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県龍ケ崎市，牛久市，つくば市，つくばみらい市のうち旧筑波郡伊奈町及び取手市のうち旧北相馬郡藤代町

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第３号共同漁業権免許漁場図

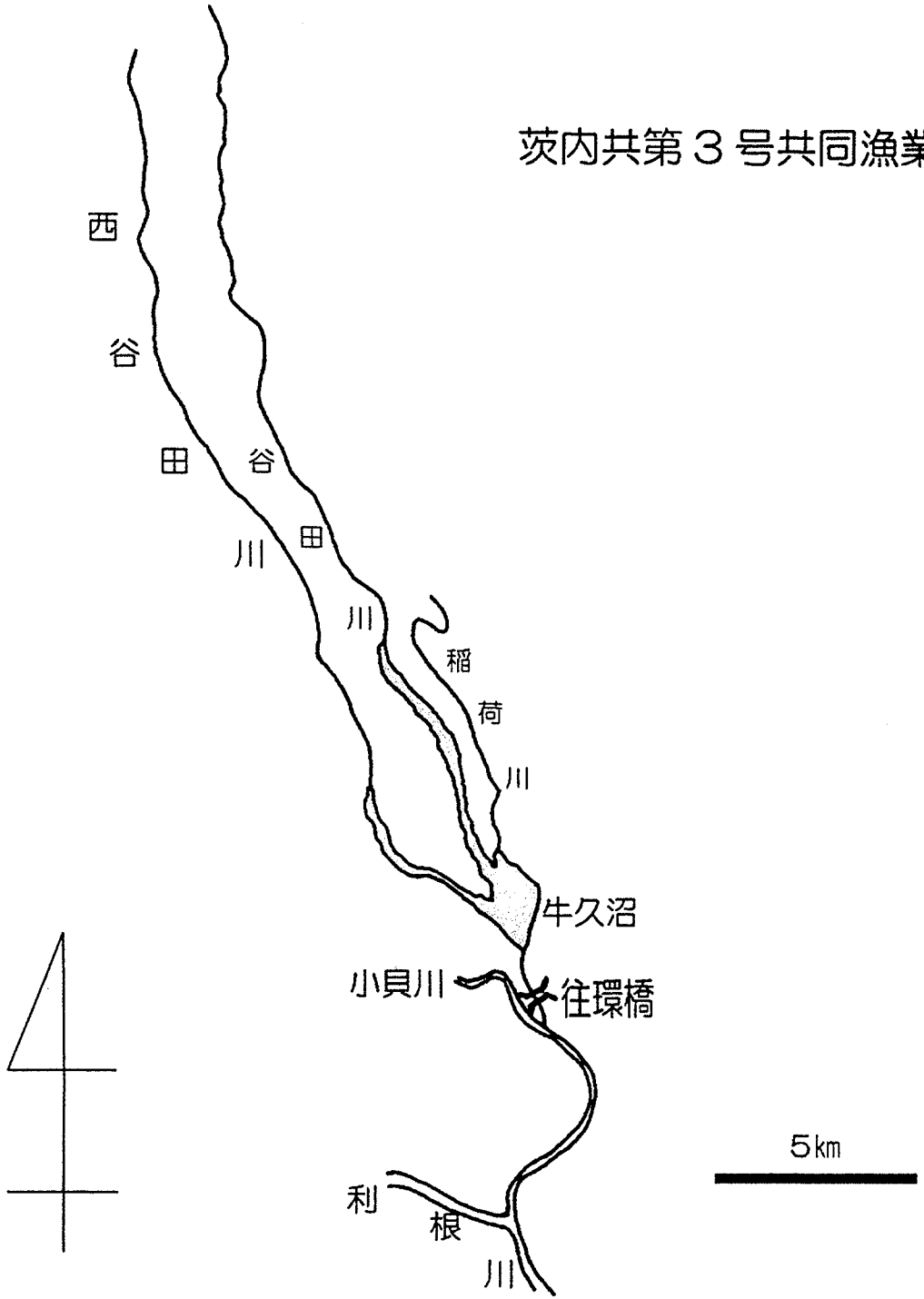

1　公示番号　茨内共第４号

2　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	こい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	うなぎ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	もつご漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ひがい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	たなご漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	うぐい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	にごい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	どじょう漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	なまず漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	あゆ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	おいかわ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ぼら漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県内の小貝川及び五行川，大谷川，糸繰川，高木川，八間堀川，中通川その他の小貝川支流並びにそれらに連なる水路

（３）漁場の区域

次の基点第４号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川，大谷川，糸繰川，高木川，八間堀川，中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区，岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし，龍ケ崎市小通幸谷町地先の谷田川往環橋下流端から上流の谷田川を除く。

なお，常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は，本区域に含まない。

基点第４号　茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭0.00

ア　基点第４号から292度（真方位）の線と小貝川右岸との交点

3　制限又は条件

（１）操業統数は，まき網20か統，うなぎ長ぶくろ網27か統以内とし，うなぎ長ぶくろ網の操業期間は，９月１日から11月30日までとする。

（２）船舶の航行を妨げてはならない。

（３）国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（４）福岡堰土地改良区，岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する区域については，各土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県筑西市，龍ケ崎市，下妻市，常総市，取手市，つくば市，守谷市，つくばみらい市及び北相馬郡利根町

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第４号共同漁業権免許漁場図

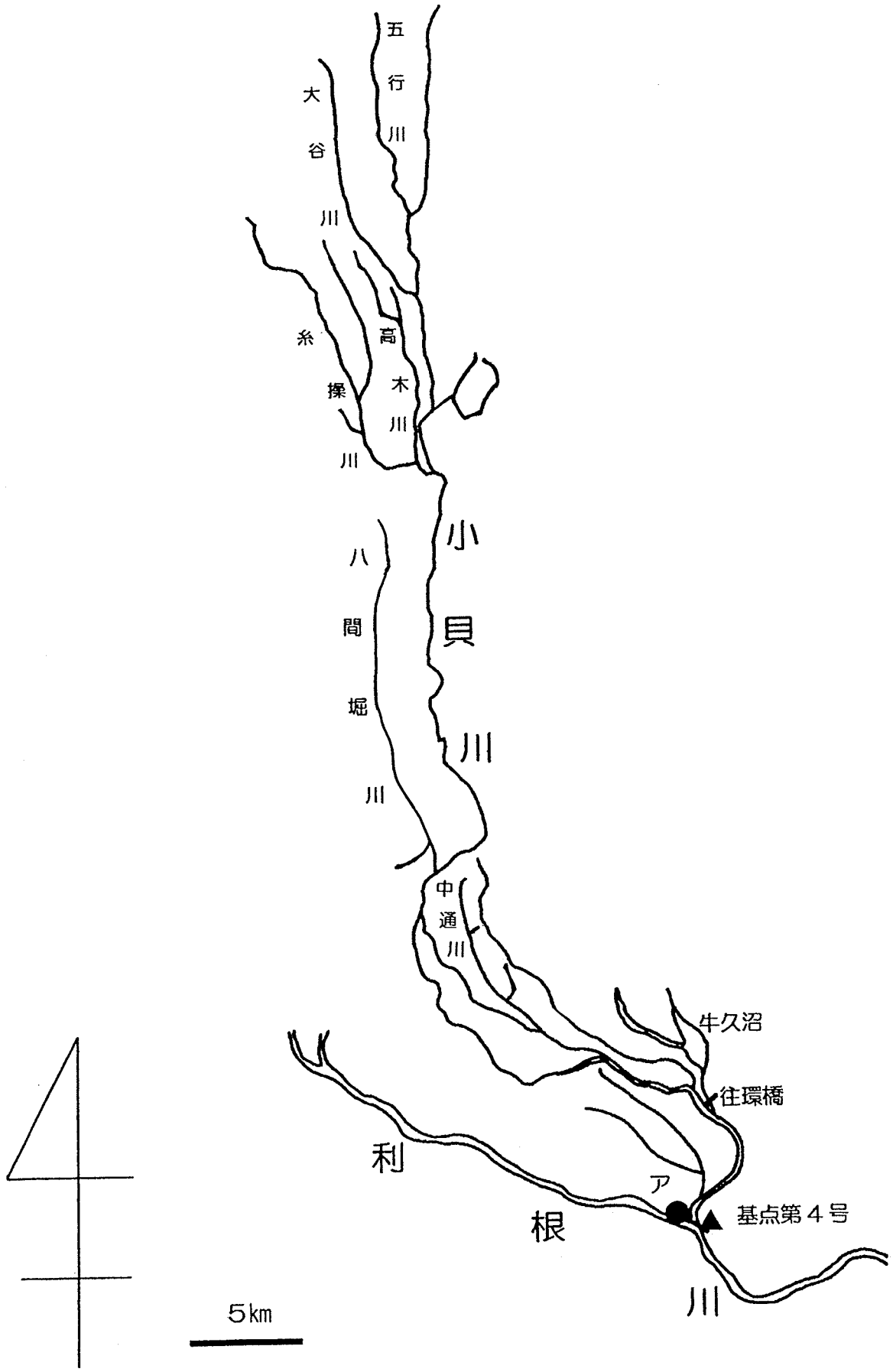

1　公示番号　茨内共第５号

2　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	こい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	うなぎ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	もつご漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ひがい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	たなご漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	うぐい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	にごい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	どじょう漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	なまず漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	あゆ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	おいかわ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ぼら漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県内の鬼怒川及び田川，山川，北台川その他の鬼怒川の支流

（３）漁場の区域

次の基点第５号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川，山川，北台川その他の鬼怒川の支流の区域

基点第５号　茨城県守谷市大木地先の鬼怒川護岸突端（鬼怒川右岸）

ア　基点第５号から61度（真方位）の線と鬼怒川左岸との交点

3　制限又は条件

（１）操業統数は，まき網23か統，うなぎ長ぶくろ網11か統以内とし，うなぎ長ぶくろ網の操業期間は９月１日から11月30日までとする。

（２）船舶の航行を妨げてはならない。

（３）国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県筑西市のうち旧下館市及び旧真壁郡関城町，結城市，下妻市，常総市，守谷市，結城郡八千代町並びに古河市のうち旧猿島郡三和町

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第５号共同漁業権免許漁場図

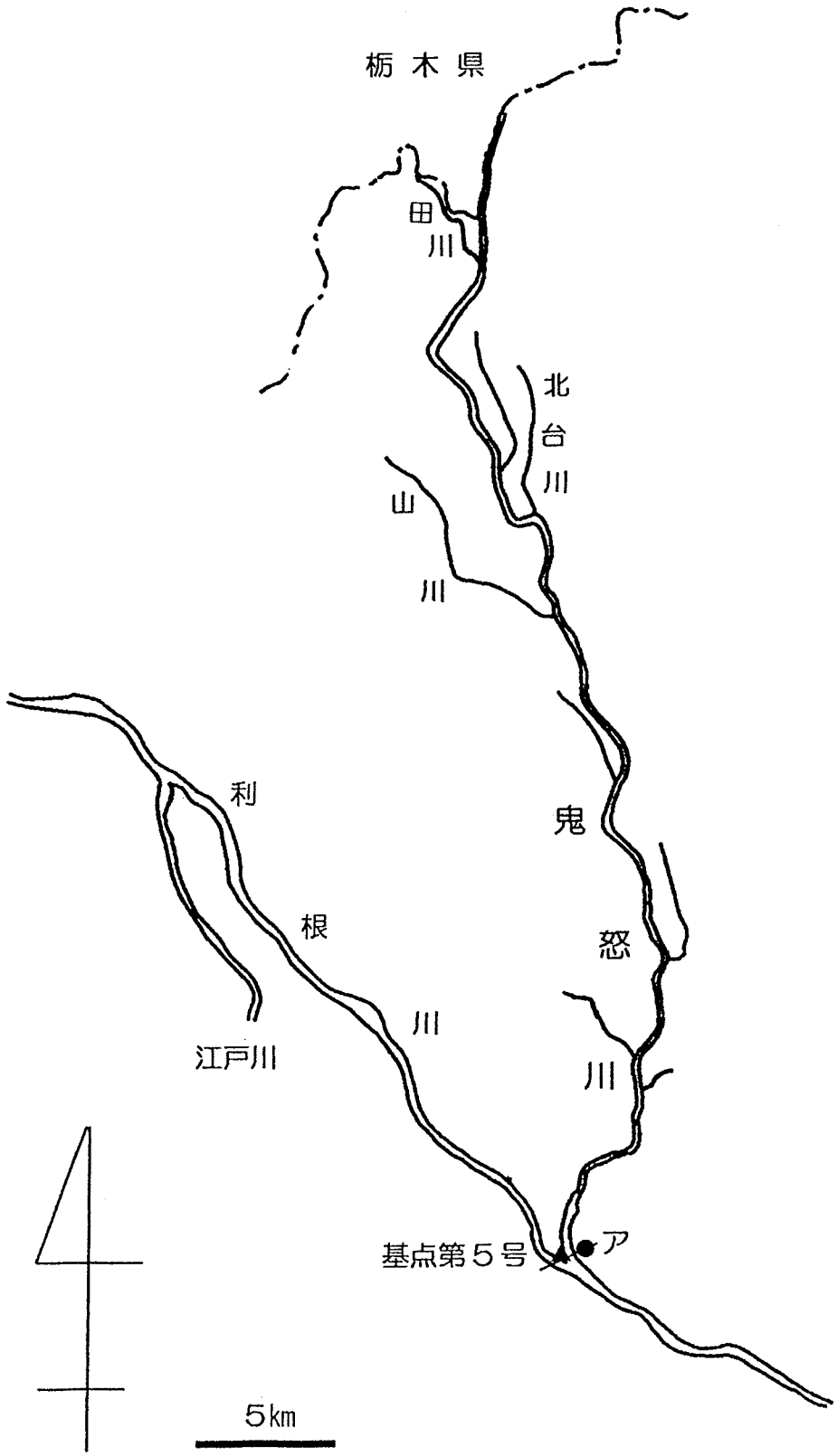

１　公示番号　茨内共第６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	こい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	うなぎ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	もつご漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	たなご漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	どじょう漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	おいかわ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県内の飯沼川(菅生沼を含む。)，東仁連川，西仁連川，横仁連川及び江川

（３）漁場の区域

飯沼川(菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川，西仁連川，横仁連川及び江川の区域

３　制限又は条件

地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

４　免許予定日　平成26年１月１日

５　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

６　関係地区　茨城県結城市，常総市，坂東市，結城郡八千代町及び古河市のうち旧猿島郡三和町

７　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第６号共同漁業権免許漁場図

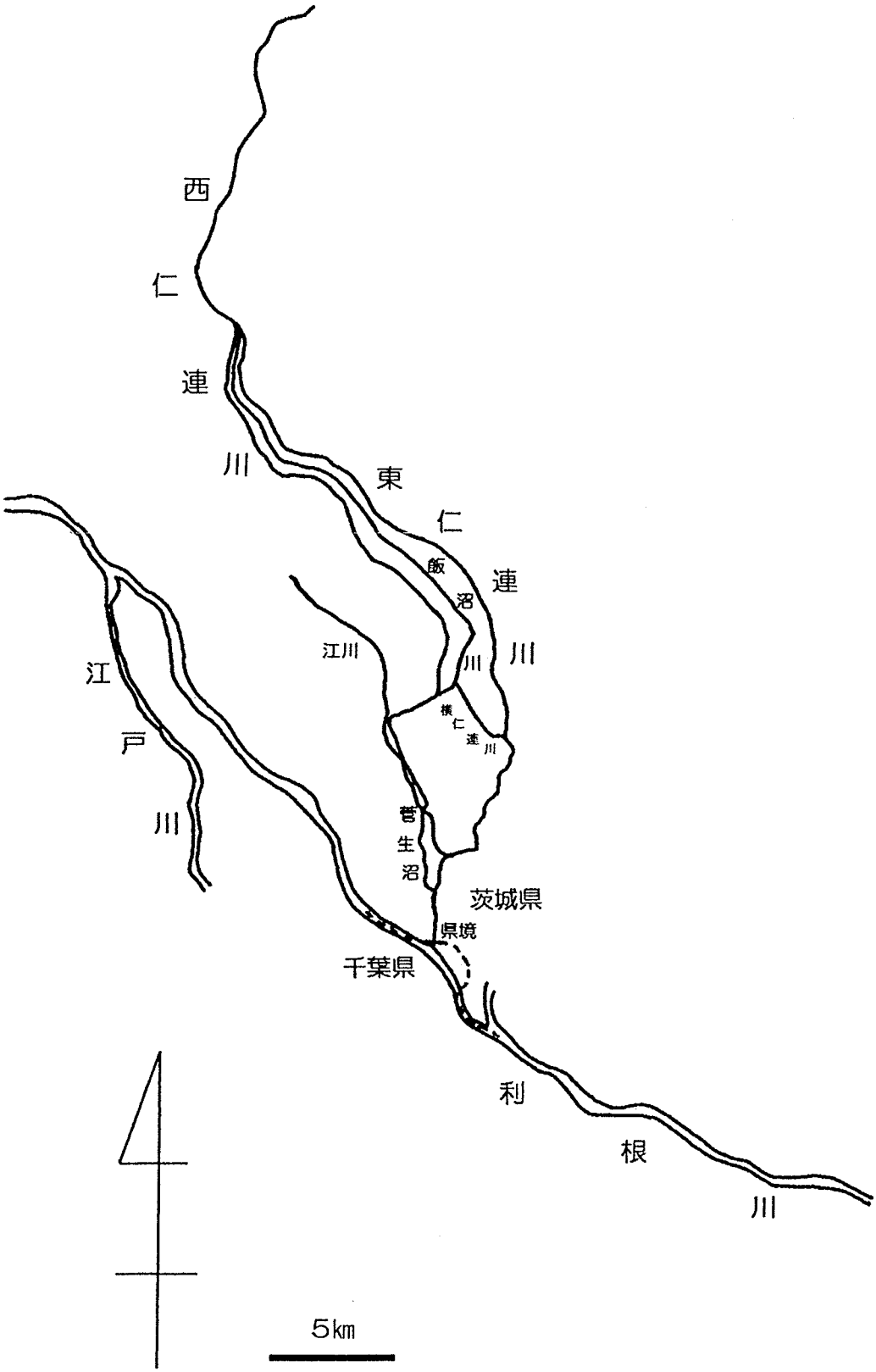

1　公示番号　茨内共第９号

2　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	えび漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	こい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	わかさぎ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	たなご漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	どじょう漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県内の新利根川及びその支流(破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川

（３）漁場の区域

茨城県稲敷市地先の新利根川川口（同市上須田地先の新利根河口水閘門）から上流の新利根川及びその支流(破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の廃川の区域

3　制限又は条件

（１）操業統数は，建網，長ぶくろ網及び張網は各15か統，おだは20か統(おだ１か統とは，おだ３基をいう。）以内とする。

（２）船舶の航行を妨げてはならない

（３）地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県龍ケ崎市，稲敷市のうち旧稲敷郡東町及び旧稲敷郡新利根町，稲敷郡河内町並びに北相馬郡利根町

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第９号共同漁業権免許漁場図

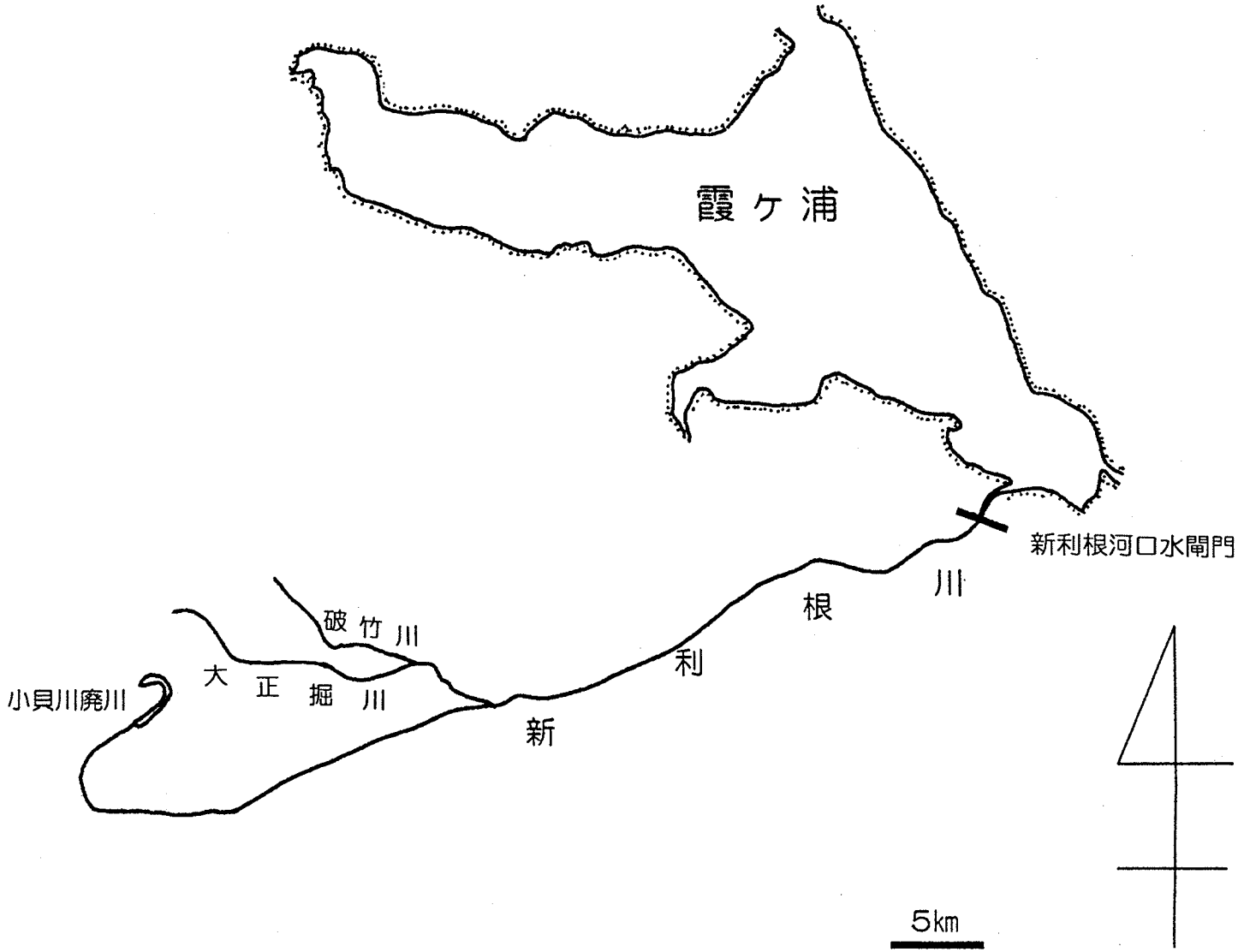

1　公示番号　茨内共第10号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	たなご漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置

茨城県内の小野川及び乙戸川その他の支流

（3）漁場の区域

茨城県稲敷市地先の小野川川口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域

3　制限又は条件

（1）張網の操業統数は，12か統以内とする。

（2）船舶の航行を妨げてはならない。

（3）地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県龍ケ崎市，牛久市，つくば市，稲敷市（旧稲敷郡東町を除く。）及び稲敷郡阿見町

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第 10 号共同漁業権免許漁場図

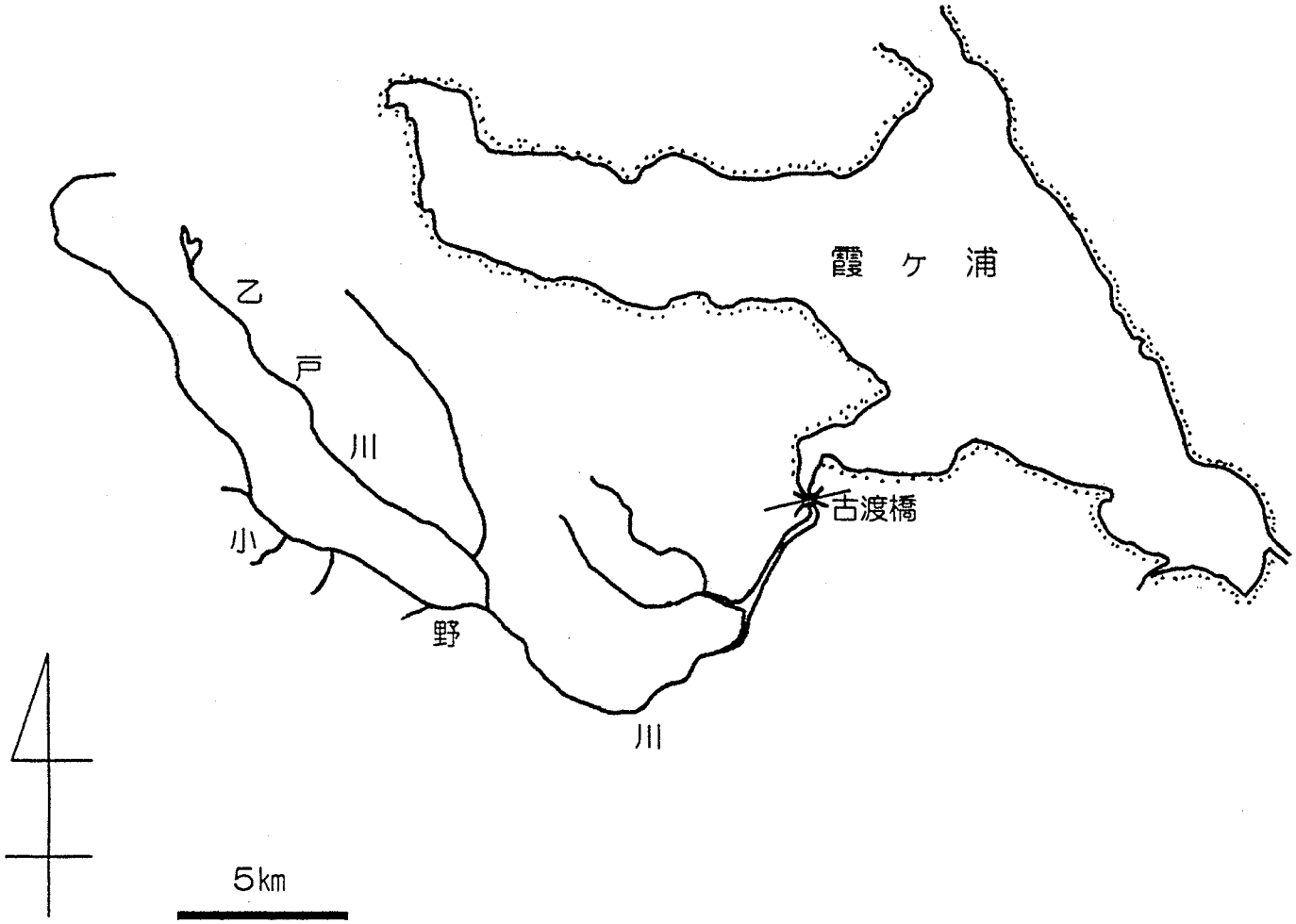

１　公示番号　茨内共第11号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	こい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	うなぎ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県稲敷市地先の利根川

（３）漁場の区域

次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面

基点第15号　千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点

イ　基点第15号から352度（真方位）の線と利根川左岸との交点

３　制限又は条件

（１）操業統数は，建網，うなぎ長ぶくろ網及び張網各５か統以内とする。

（２）船舶の航行を妨げてはならない。

（３）国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

４　免許予定日　平成26年１月１日

５　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

６　関係地区　茨城県稲敷市のうち旧稲敷郡東町

７　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第 11 号共同漁業権免許漁場図

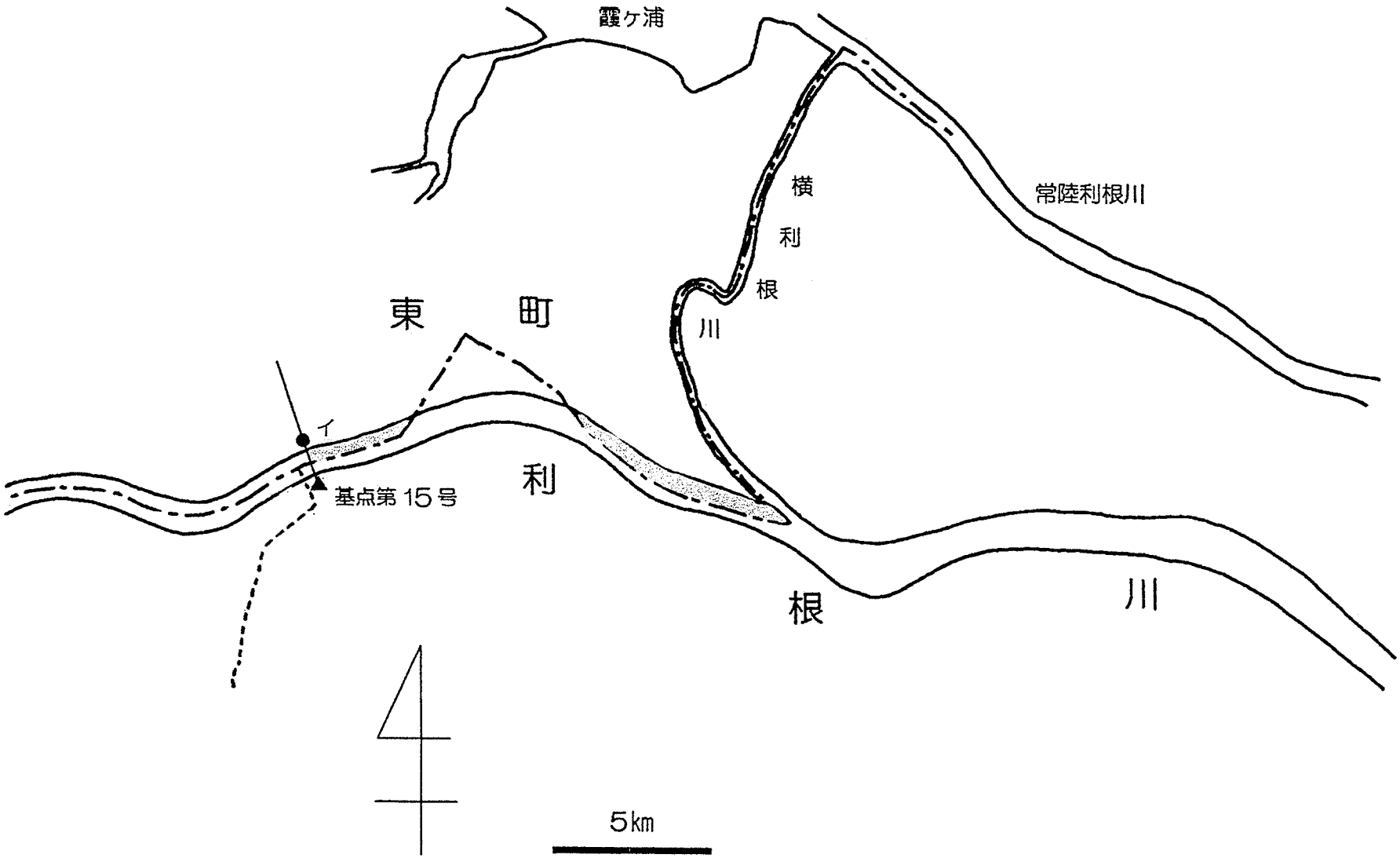

1　公示番号　茨内共第12号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	にごい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	もろこ漁業	1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置

茨城県土浦市，つくば市，桜川市，筑西市地先の桜川及びその支流

（3）漁場の区域

次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区，つくば市松塚土地改良区，新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域

基点第16号　桜川河口（土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識

基点第17号　桜川河口（土浦市河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識

3　制限又は条件

（1）操業統数は，す建５か統，四ッ手網22か統以内とする。

（2）船舶の航行を妨げてはならない。

（3）地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（4）つくば市筑波土地改良区，つくば市松塚土地改良区，新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理している区域については，各土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県土浦市，つくば市，桜川市並びに筑西市のうち旧真壁郡明野町及び真壁郡協和町

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

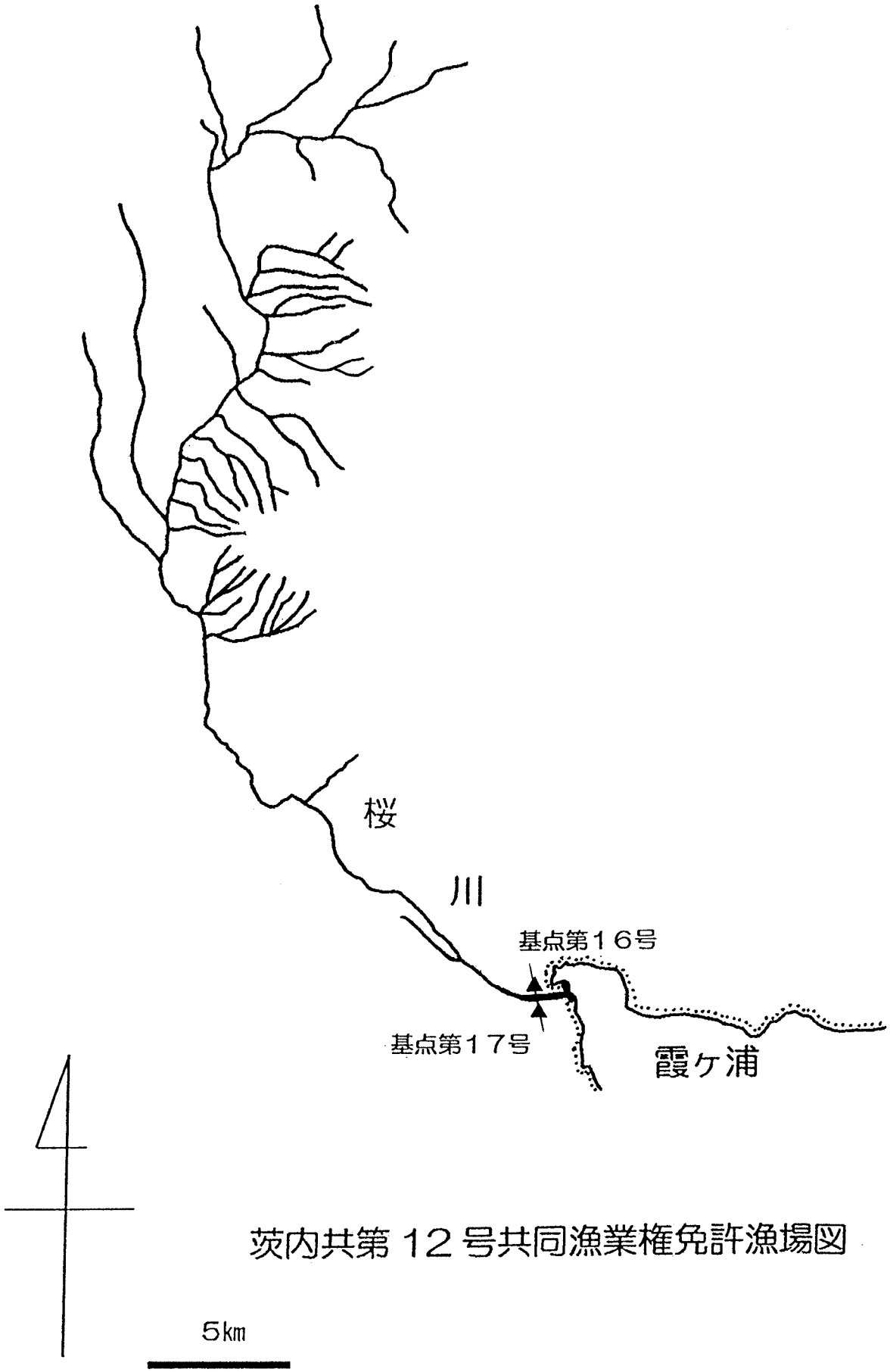

茨内共第１２号共同漁業権免許漁場図

1　公示番号　茨内共第13号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	にごい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	ぼら漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置

茨城県内の那珂川及び緒川その他の支流（涸沼川を除く。）

（3）漁場の区域

次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし，基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。

基点乙　那珂湊漁港取付護岸に設置した標識

基点第10号　茨城県水戸市川又町の東端

ア　基点乙から128度（真方位）の線と対岸との交点

イ　基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点

3　制限又は条件

（1）魚せきの操業統数は，５か統以内とし，操業期間は，９月１日から12月31日までとする。

（2）船舶の航行を妨げてはならない。

（3）地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県水戸市，ひたちなか市，東茨城郡大洗町，城里町，常陸大宮市及び那珂市

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第13号共同漁業権免許漁場図

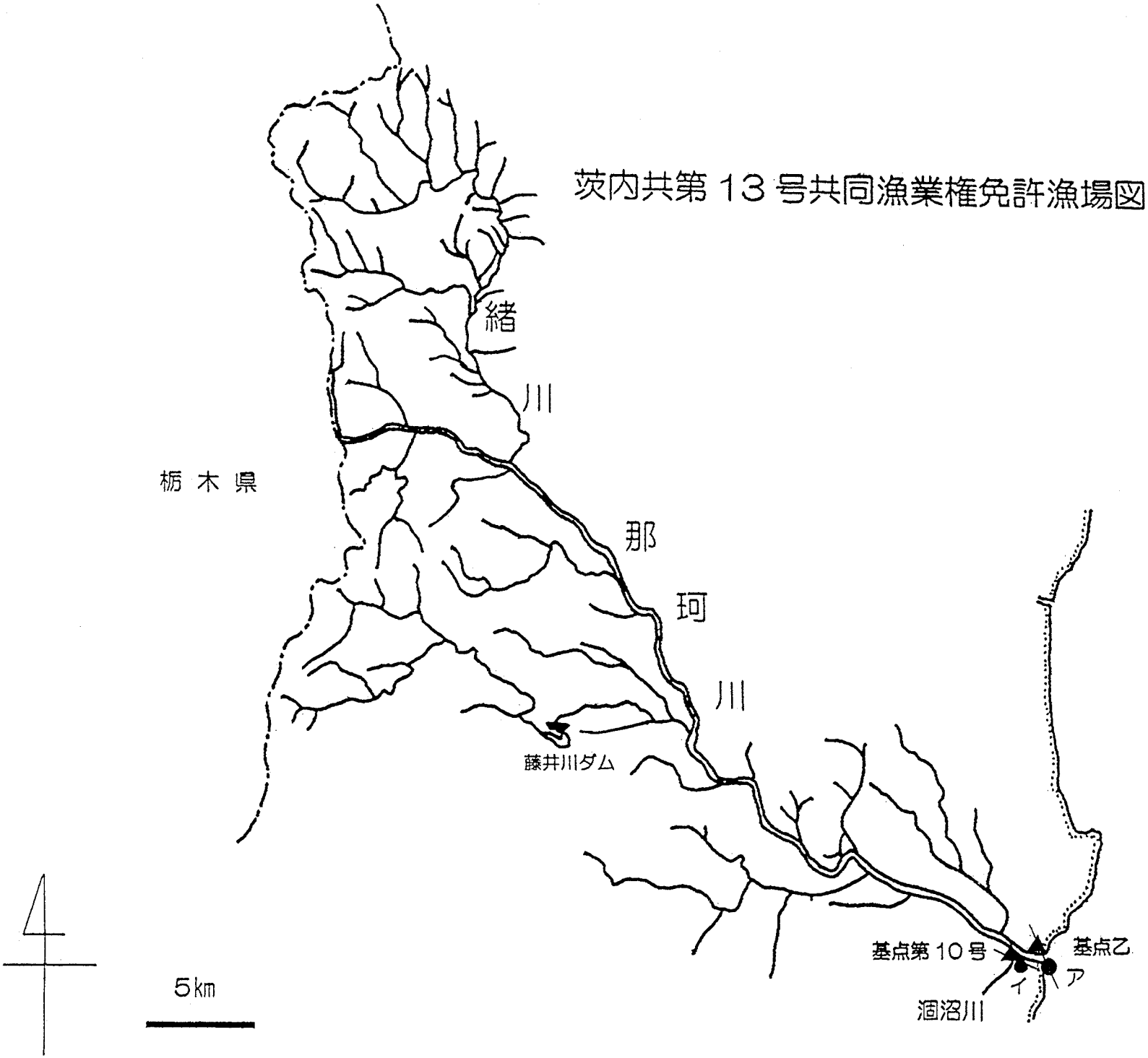

1　公示番号　茨内共第14号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	ぼら漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置

茨城県内の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流

（3）漁場の区域

次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域

基点第10号　茨城県水戸市川又町の東端

イ　基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点

3　制限又は条件

（1）操業統数は，長ぶくろ網10か統，す巻８か統，張網40か統，おだ20か統（おだ１か統とは，おだ３基をいう。）以内とする。

（2）船舶の航行を妨げてはならない。

（3）国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県水戸市，笠間市，東茨城郡大洗町，同郡茨城町及び鉾田市のうち旧鹿島郡旭村

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

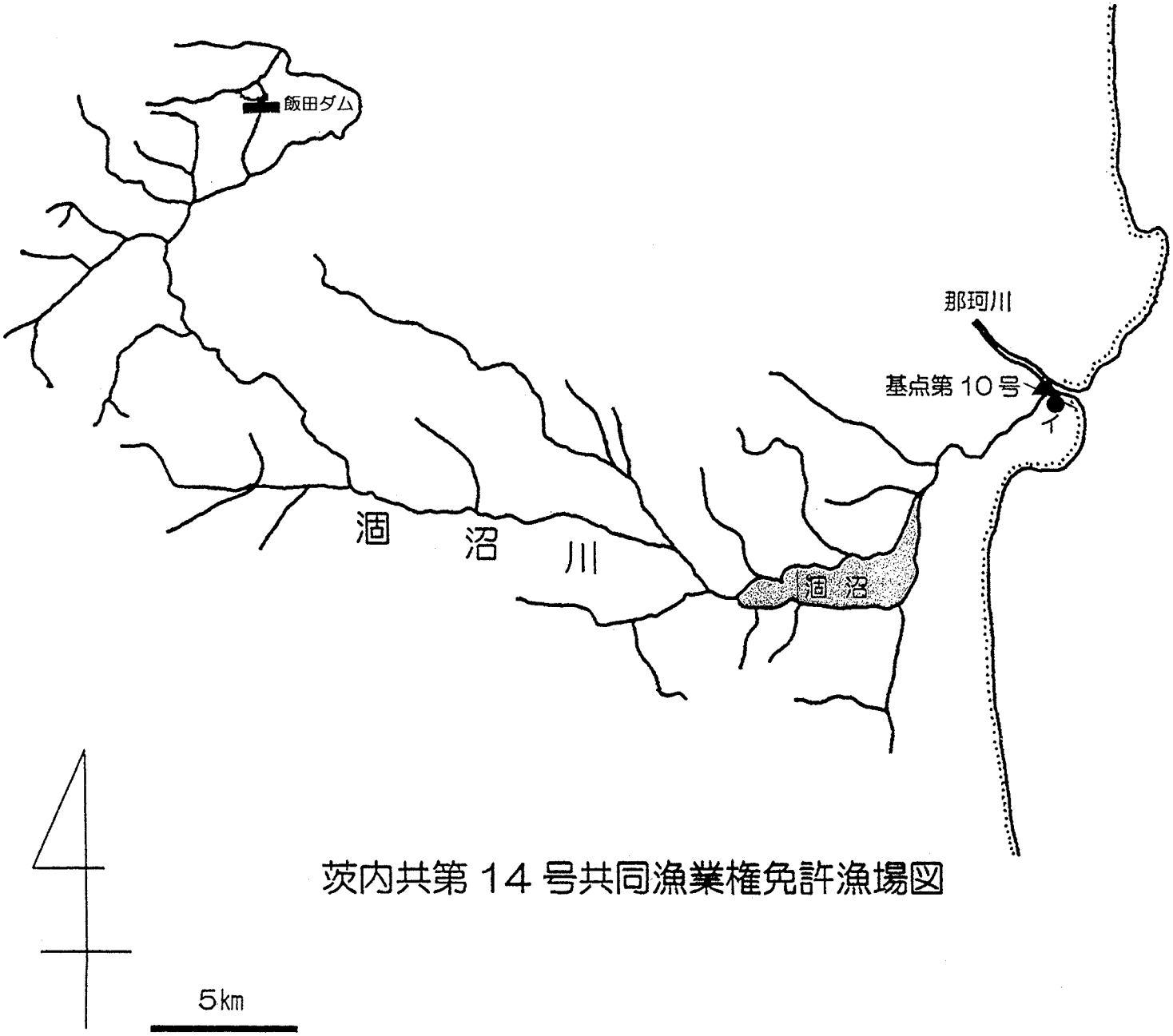

茨内共第14号共同漁業権免許漁場図

1　公示番号　茨内共第15号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置

茨城県内の久慈川及び山田川，里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川

（3）漁場の区域

次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川，里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし，竜神ダムより上流の竜神川を除く。

基点第11号　茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点

基点第12号　茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端

3　制限又は条件

（1）魚せきの操業統数は，27か統以内とし，操業期間は，９月15日から11月30日までとする。

（2）船舶の航行を妨げてはならない。

（3）国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県日立市，常陸太田市，常陸大宮市のうち旧那珂郡山方町及び同郡大宮町，那珂市，那珂郡東海村並びに久慈郡大子町

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第15号共同漁業権免許漁場図

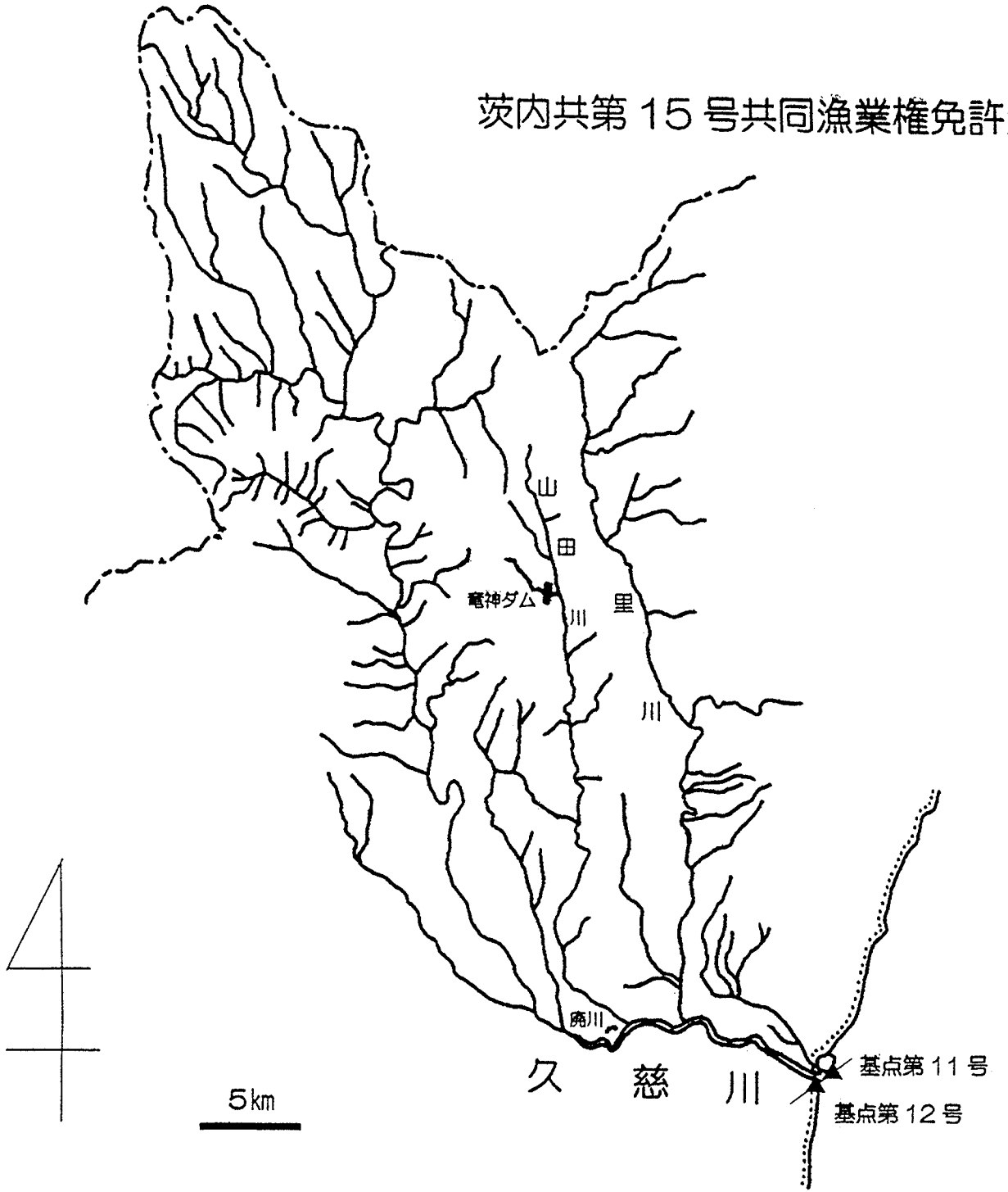

１　公示番号　茨内共第16号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	こい漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	うなぎ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	あゆ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	やまめ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	いわな漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県内の十王川及びその支流

（３）漁場の区域

次の基点第13号とアとを結んだ線から上流の十王川及びその支流の区域

基点第13号　茨城県日立市川尻町１丁目26番地地先の護岸堤上に設置した標識

ア　基点第13号から52度12分（真方位）の線と対岸との交点

３　制限又は条件

地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

４　免許予定日　平成26年１月１日

５　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

６　関係地区　茨城県日立市十王町及び同市川尻町

７　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第16号共同漁業権免許漁場図

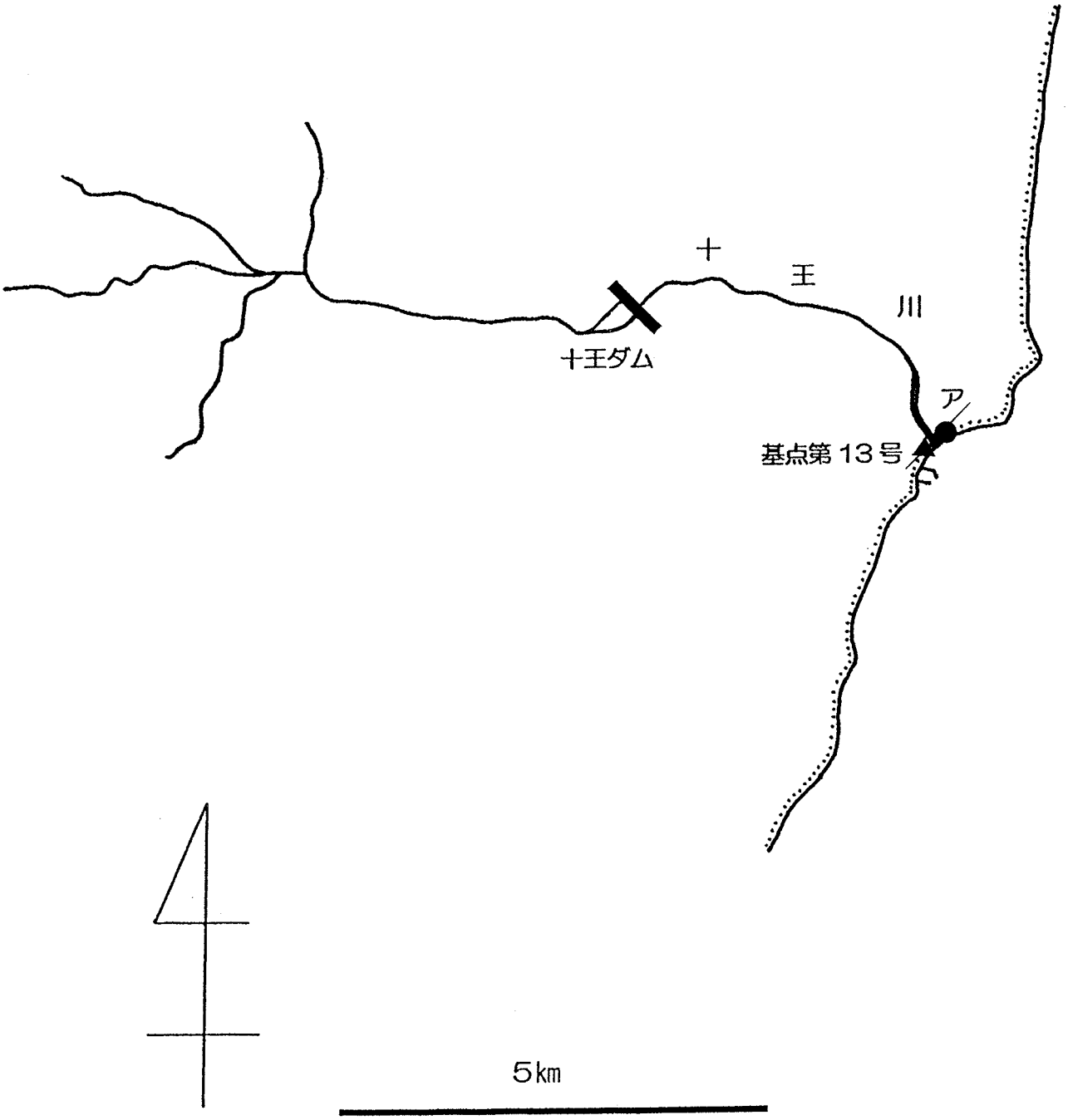

1　公示番号　茨内共第17号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第５種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな漁業	1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置

茨城県内の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路

（3）漁場の区域

次の基点第14号とアとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし，次の基点第14号の１から191度48分36秒（真方位）の線と基点第14号の２から191度48分36秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。

基点第14号　北茨城市磯原町磯原198番地地先の大北川擁壁南側突端に設置した標識

基点第14号の１　　茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱

基点第14号の２　　茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱

ア　基点第14号から210度（真方位）の線と対岸との交点

3　制限又は条件

地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県北茨城市及び高萩市

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第17号共同漁業権免許漁場図

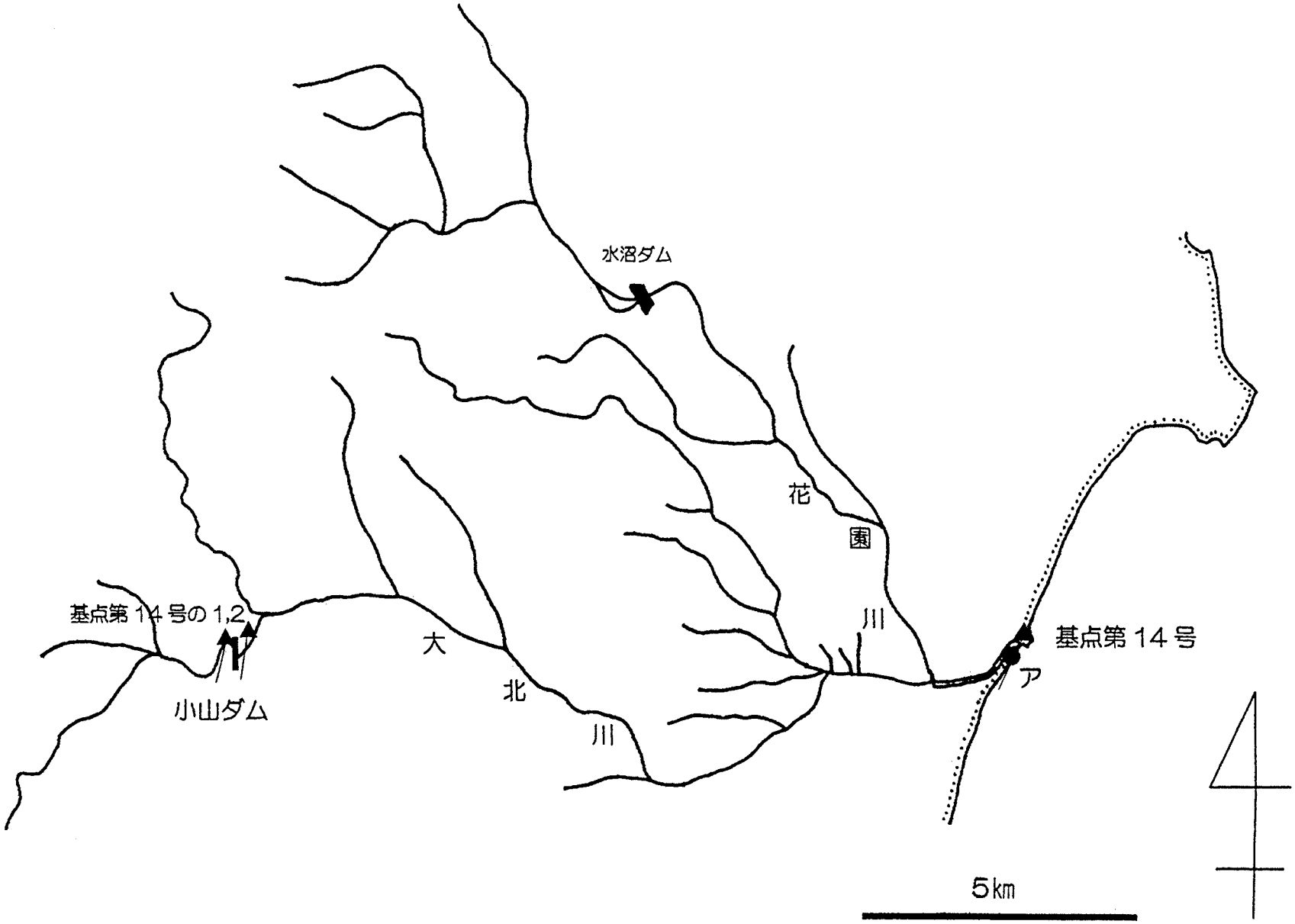

1　公示番号　茨内共第19号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第１種共同漁業	しじみ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置

茨城県龍ケ崎市，常総市，取手市，つくば市，守谷市，つくばみらい市及び結城郡利根町地先の小貝川並びに八間堀川，中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路

（3）漁場の区域

次の基点第４号とアとを結んだ線から上流つくば市上郷地先の長峰橋下流端までの小貝川及び八間堀川，中通川その他の小貝川の支流並びに福岡堰土地改良区，岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし，龍ケ崎市小通幸谷町地先の谷田川往環橋下流端から上流の谷田川並びに常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川を除く。

基点第４号　茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭0.00

ア　基点第４号から292度（真方位）の線と小貝川右岸との交点

3　制限又は条件

（1）船舶の航行を妨げてはならない

（2）国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（3）福岡堰土地改良区，岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する区域については，各土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県龍ケ崎市，常総市，取手市，つくば市，守谷市，つくばみらい市及び北相馬郡利根町

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第 19 号漁業権漁場免許漁場図

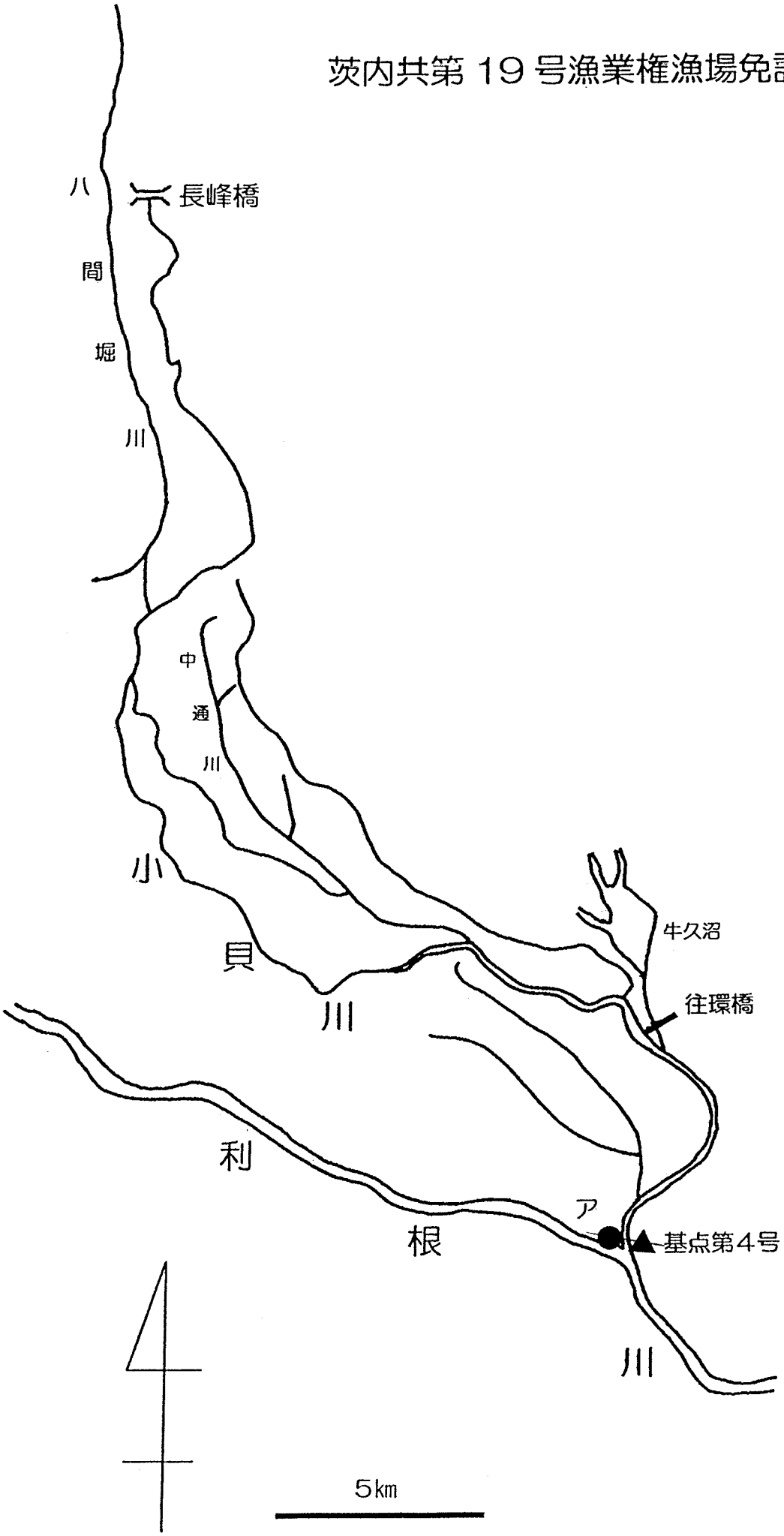

１　公示番号　茨内共第20号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第１種共同漁業	しじみ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県常総市，守谷市及びつくばみらい市地先の鬼怒川並びにその支流

（３）漁場の区域

次の基点第５号とアとを結んだ線から上流常総市新石下地先の石下大橋下流端までの鬼怒川及びその支流の区域

基点第５号　茨城県守谷市大木地先の鬼怒川護岸突端（鬼怒川右岸）

ア　基点第５号から61度（真方位）の線と鬼怒川左岸との交点

３　制限又は条件

（１）船舶の航行を妨げてはならない

（２）国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

４　免許予定日　平成26年１月１日

５　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

６　関係地区　茨城県常総市，守谷市及びつくばみらい市のうち旧筑波郡谷和原村

７　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第20号漁業権漁場免許漁場図

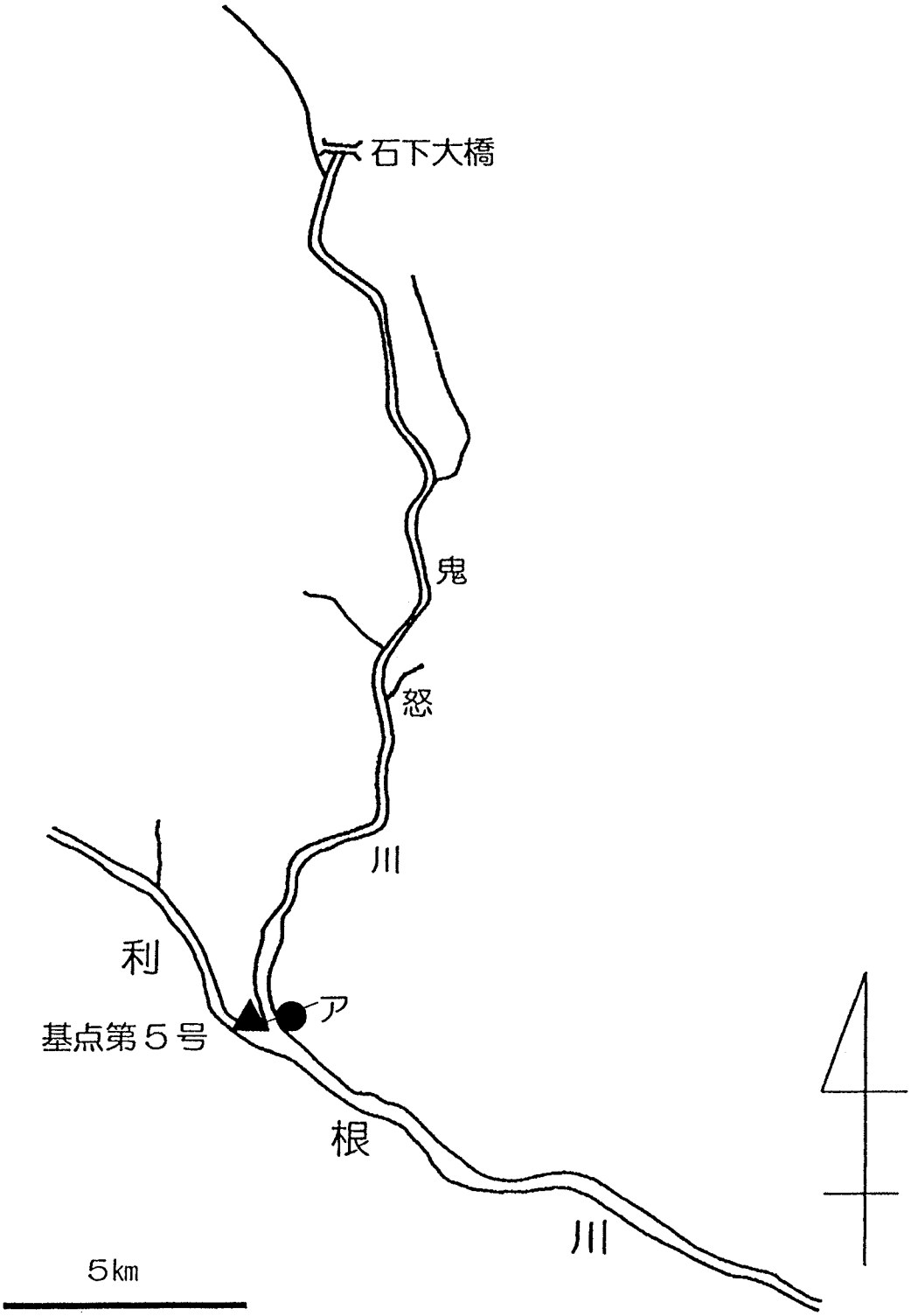

１　公示番号　茨内共第21号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第１種共同漁業	しじみ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県坂東市及び常総市地先の飯沼川（菅生沼を含む。），東仁連川，西仁連川，横仁連川並びに江川

（３）漁場の区域

茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。），東仁連川，西仁連川，横仁連川及び江川の区域。ただし，飯沼川においては坂東市と結城郡八千代町の市町界線より下流の区域，東仁連川においては常総市と同郡八千代町との市町界線より下流の区域，西仁連川においては坂東市と古河市との市町界線より下流の区域とする。

３　制限又は条件

地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

４　免許予定日　平成26年１月１日

５　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

６　関係地区　茨城県坂東市及び常総市

７　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第２１号共同漁業権免許漁場図

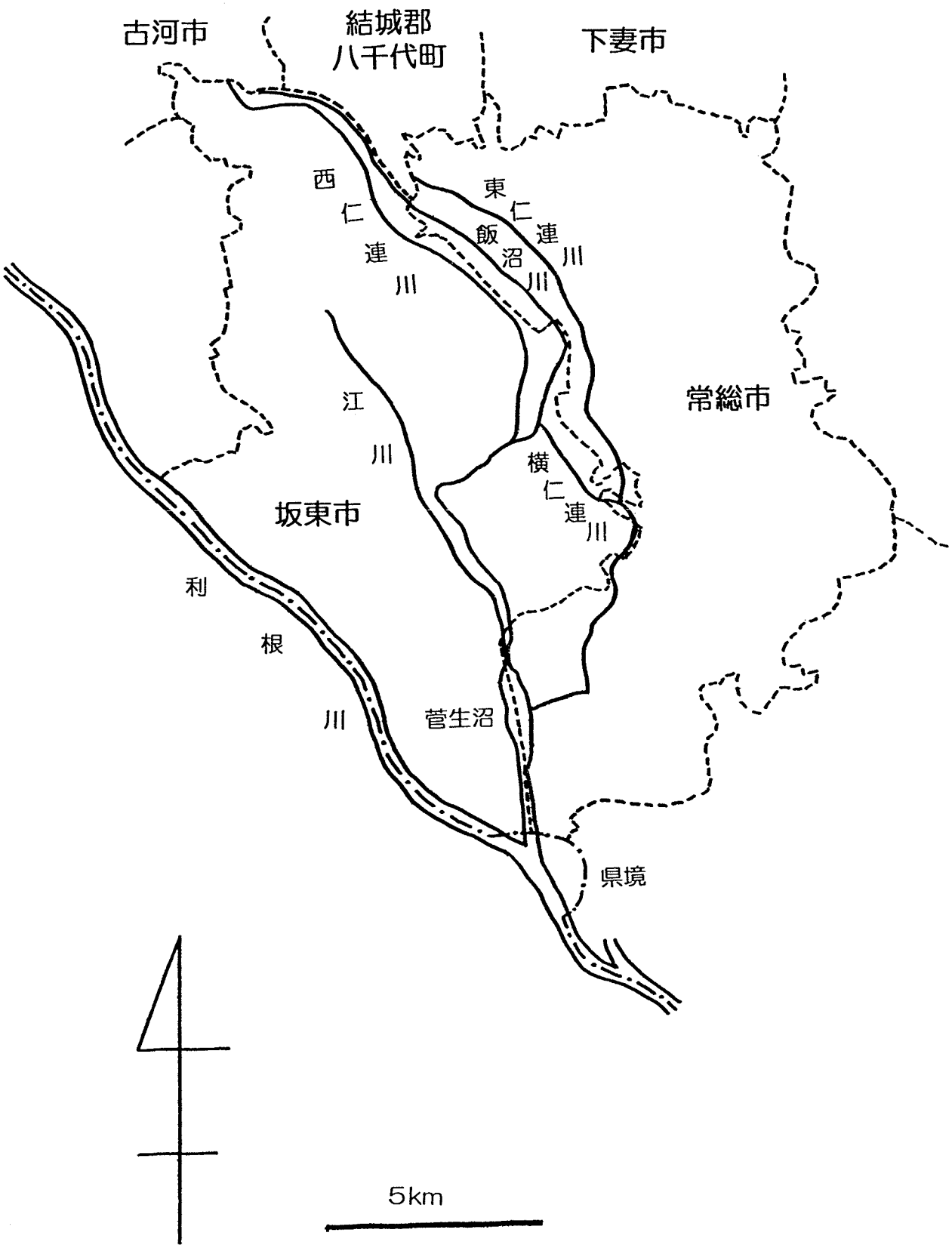

1　公示番号　茨内共第23号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第１種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置

茨城県水戸市，ひたちなか市，東茨城郡大洗町及び那珂市地先の那珂川並びにその支流（涸沼川を除く。）

（3）漁場の区域

次の基点乙とアとを結んだ線から上流水戸市中河内町地先の千歳橋下流端までの那珂川及びその支流の区域。ただし，基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。

基点乙　那珂湊漁港取付護岸に設置した標識

基点第10号　茨城県水戸市川又町の東端

ア　基点乙から128度（真方位）の線と対岸との交点

イ　基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点

3　制限又は条件

（1）船舶の航行を妨げてはならない

（2）地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

4　免許予定日　平成26年１月１日

5　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

6　関係地区　茨城県水戸市（岩根町，飯富町，上国井町，下国井町及び内原町を除く。），ひたちなか市，東茨城郡大洗町及び那珂市（瓜連を除く。）

7　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで

茨内共第２３号共同漁業権免許漁場

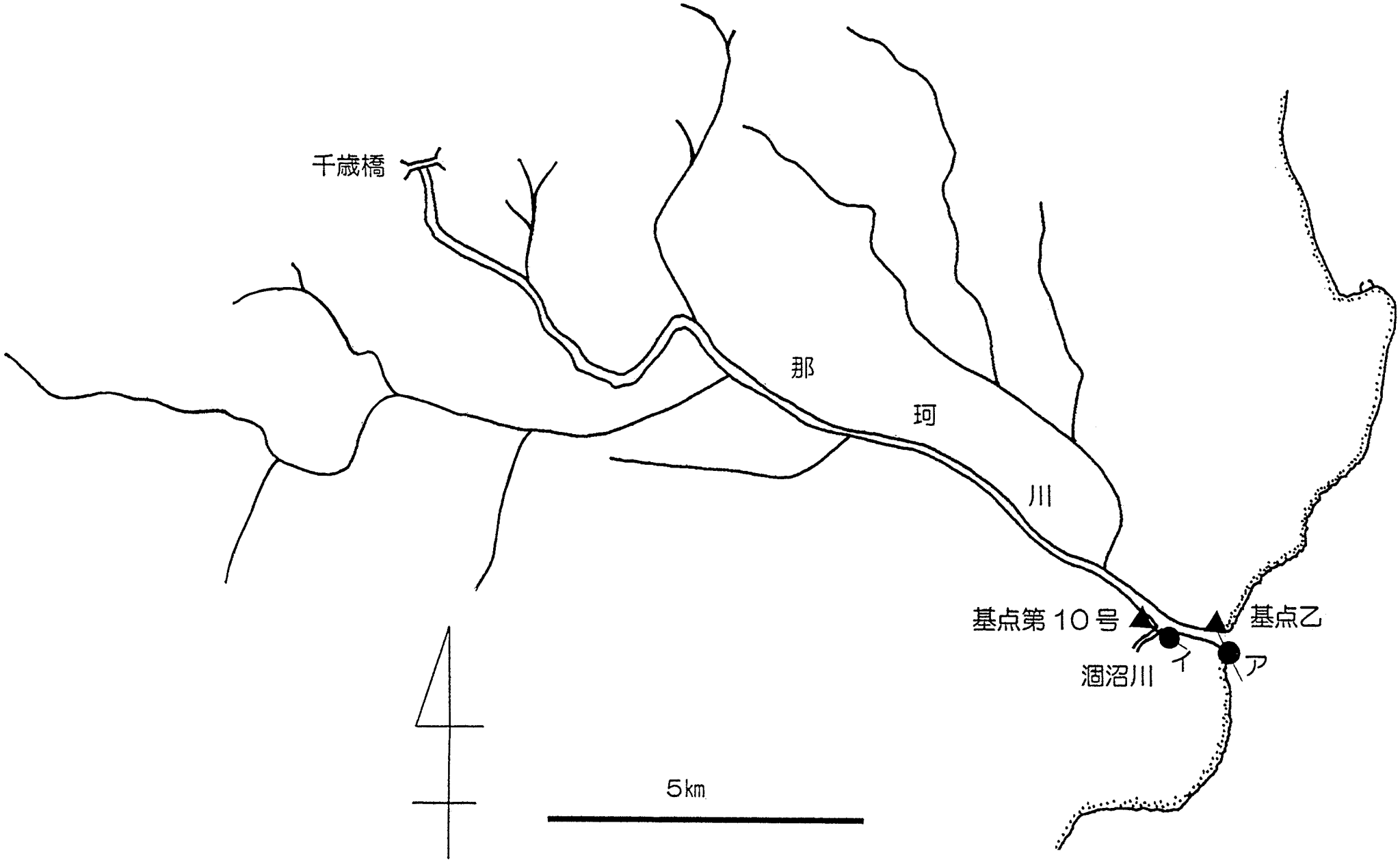

１　公示番号　茨内共第24号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

漁　業　種　類	漁 業 の 名 称	漁　業　時　期
第１種共同漁業	えむし漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	しじみ漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	かき漁業	１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置

茨城県水戸市，東茨城郡大洗町，同郡茨城町及び鉾田市地先の涸沼川（涸沼を含む。）並びにその支流

（３）漁場の区域

次の基点第10号とイとを結んだ線から上流東茨城郡茨城町上石崎地先の涸沼大橋下流端までの涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域

基点第10号　茨城県水戸市川又町の東端

イ　基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点

３　制限又は条件

（１）船舶の航行を妨げてはならない

（２）国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

４　免許予定日　平成26年１月１日

５　申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日まで

６　関係地区　茨城県水戸市，東茨城郡大洗町，同郡茨城町及び鉾田市のうち旧鹿島郡旭村

７　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日まで
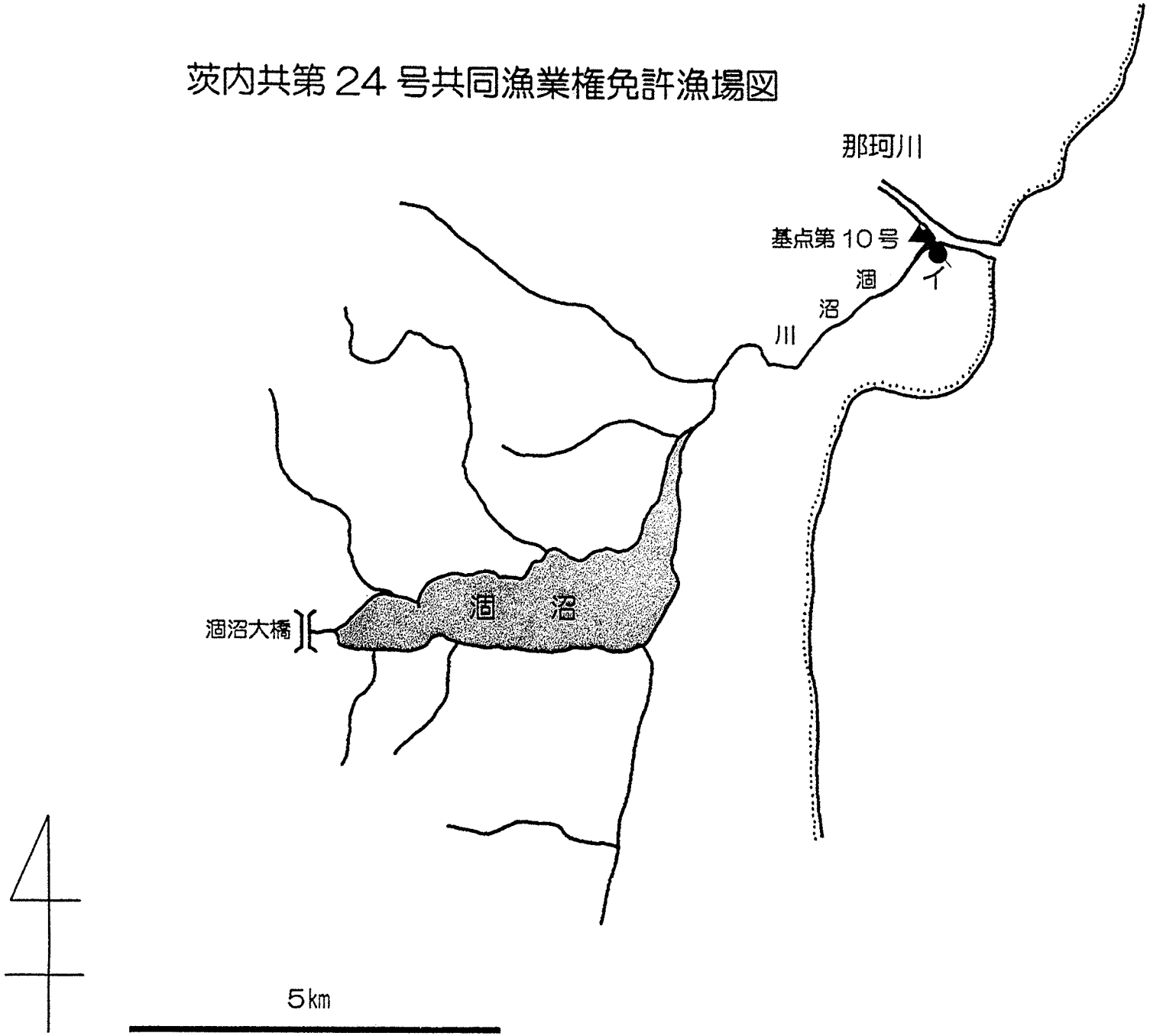
茨内共第24号共同漁業権免許漁場図